



再開発だより

大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合

権利変換計画の認可を受けました！

権利変換計画について、6月30日付けでさいたま市長より認可を受けました。今後のスケジュールは、次のとおりです。

権利変換期日・・・7月14日（金）

この日をもって地区内の既存建物は再開発組合へ帰属され、土地は将来の所有者による共有となります。

権利変換で転出申出書を提出された方については、組合が転出に係わる補償（通常、「91条補償」と言う）を上記期日までにお支払いたします*。



土地・建物の明渡し期限・・・8月18日（金）

地区内には、既に土地・建物を明渡しされた方もおりますが、組合からは正式に7月14日付けで明渡しを依頼させて頂く予定です。お引越し等のご準備をお願いいたします。

明渡しに伴う損失補償（営業補償等、通常、「97条補償」と言う）については、明渡し確認後、上記期限までにお支払いたします*。

※補償額について合意に至っていない場合は供託となります。

-明渡しについてのお願い-

- 建物、部屋の中は完全に空にしてください。
- また、各種インフラ（電気・ガス・上下水道・電話等）の停止手続きは速やかにお願いします。
- 組合員様お立合いの上で明渡し確認を行いますので、ご協力をお願い致します。（詳細は、個別にご連絡させていただきます）

解体工事着手に向け、事前説明会を開催します！

権利変換計画の認可を受け、本格的に再開発事業が動き始めます。区内の既存建物の解体・除却工事の着手に向けて、解体工事に関わるご近隣の皆様には、下記のとおり説明会を開催します（工事予定者：鹿島・松永建設特定業務代行者共同企業体）。

【日時】 第一回：7月2日（日）15：00～

第二回：7月6日（木）18：00～

【会場】 大宮区役所 6階 会議室（住所：大宮区大門町3-1）

地区内の状況について

5月末日をもって駐輪場の営業が終了しました。また、タクシープールが間もなく終了（～7/8まで）します。

その他、地区内外の各種インフラ施設について、埋設管理者と打ち合わせています。

直近の工事としては、7月初旬から東京ガスによる敷地周辺部の不要なガス管の撤去を夜間工事を実施する予定です。



■ ご意見、ご質問は組合事務局まで

■お尋ねになりたい点やご心配な事がありましたら、いつでも事務局までご連絡下さい。

【組合事務局】 TEL：048-871-9894 FAX：048-871-9895
〒330-0846 さいたま市大宮区大門町 2-26 鍵利ビル 2F
e-mail :daimon2@tiara.ocn.ne.jp

■大宮駅東口周辺のまちづくり全般については、さいたま市までお問い合わせください。

さいたま市都市局都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所

TEL：048-646-3291 FAX：048-646-3292 e-mail：omiya-higashi-machidukuri@city.saitama.lg.jp